

記者発表資料
令和6年1月4日

担 当	大垣市こども未来部保育課 課長：川崎 主幹：高木
連絡先	0584-47-7096（直通）

## 育休退園制度の廃止について

### 1 趣旨

見直しに対する市民ニーズも高く、令和5年8月に実施した「大垣市こどもまんなか応援サポーター宣言」においても、取組みの一つとして位置付けていた育休退園制度の見直し（廃止）を行うもの。

### 2 見直しの内容

保護者の育児休業取得に伴い、保育園等を利用している上の子どもが退園となる育休退園制度の運用については、令和3年5月に運用を見直し、3歳以上児のみに認めていた継続利用を、2歳児についても一定の条件を満たす場合に認めることとしましたが、今回、同制度の運用を廃止し、2歳未満児も含め、全年齢児で、保護者が希望する場合は、継続利用できることとします。

### 3 見直しの時期

令和6年4月1日

### 4 その他（育休退園制度見直し経過）

	令和3年4月まで		令和3年5月から		令和6年4月から
3歳以上	継続可能	⇒	継続可能	⇒	全年齢児 継続可能
2歳児	退園		継続可能 (条件あり)		
1歳児	退園		退園		
0歳児	退園		退園		

令和3年5月見直しにおける2歳児継続利用の主な条件（※令和6年4月から廃止）

- ・ 育児休業取得時に継続して6月以上在園していること
- ・ 父母が1月以上の期間、同時に育児休業をしていないこと 等